

引き続き児童手当・特例給付を受給するには現況届が必要です

～忘れずに提出してください～

5月時点で児童手当・特例給付を受給している人は、6月に現況届を提出する必要があります。6月初めごろに児童手当・特例給付の現況届を郵送しますので、必ず6月中に提出してください。現況届を提出しないと、児童手当などを受ける資格があっても6月分以降は支給されませんのでご注意ください。

提出期間 6月2日(月)～30日(月) 9時～17時(土・日曜日を除く)

※期間中で都合の悪い人は郵送でも受け付けます。

ところ 市役所1階こども課

持ち物 ①印鑑②送付された現況届③受給者の健康保険被保険者証の写し(厚生年金などの加入者のみ)④児童手当用課税証明書(平成26年1月1日に碧南市以外に住民登録していた人)⑤外国人登録証明書または在留カード(外国籍の人)⑥そのほか現況届に記載されているもの

※養育状況により別途関係書類が必要になる場合があります。

支給額 支給月額はそのとおりです。

※所得による給付制限があります。

所得制限限度額内の人(児童手当)

- ・0歳～3歳未満の児童 1人につき15,000円
- ・3歳～小学校修了前の子
(第1子・第2子) 1人につき10,000円
(第3子以降) 1人につき15,000円
- ・中学生 1人につき10,000円

所得制限限度額を超過する人(特例給付)

- ・中学生以下の子 1人につき5,000円

問合せ こども課育成支援係

「子育て世帯臨時特例給付金」と「子育て支援減税手当」が支給されます

消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の負担を減らすことを目的に「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。また、県も同様の趣旨で「子育て支援減税手当」を支給します。

これらの給付金や手当を受け取るには、平成26年1月1日時点で住民票のある市町村への申請が必要です。

支給要件および申請期間、方法などの詳細は6月15日号の広報へきなんでお知らせします。

納期	交付率(%)
1年目	17.85
2年目	14.24
3年目	10.64
4年目	7.03
5年目	3.40

納期前納付報奨金

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
2日(月)	6月15日(日)～6月30日(月)	9月15日(月)～9月30日(火)	12月15日(月)～12月25日(木)	平成27年2月15日(日)～3月	

今年度の納期および納期前納付報奨金交付率は次のとおりです。

(限度額25万円)

負担金の納付
負担金は5年分割で、納期を年4回に分けて、計20期で納めていただきます。ただし、各年度の第1期にのみ、残りの負担金全額を一括して納めることができます。この場合、納期前納付報奨金が交付されます。

負担金を納める人

平成25年度に下水道の整備を実施した区域の土地所有者または権利者および毎年度の負担金を分割で納付している人です。

●口座振替の人

納期限日に引き落としします。口座名義人などの変更や口座を解約した場合は、至急下水道課までご連絡ください。

※口座振替で一括納付する人は、引き落としができない場合、納期前納付報奨金が交付されません。

●直接納付の人

一括および分割用の納付書を送付します。次回から口座振替を希望する場合は、金融機関などの窓口で納期限の2か月前までに手続きをしてください。

負担金決定後に

異動があった場合

売買、相続などの理由により、受益者が変わった場合は、変更申告書を提出してください。

下水道事業受益者負担金
第1期納期限は6月30日(月)

問合せ 下水道課管理業務係